

魚津市イメージキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市（以下「市」という。）が定めたイメージキャラクターのデザイン及び名称の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ゆるキャラ」とは、市が定めたイメージキャラクターの基本デザイン（別図）及び市長が別に定めるその展開デザインのことをいい、名称は「ミラたん」とする。

(ゆるキャラの使用)

第3条 ゆるキャラを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく使用するときは、この限りでない。

- (1) 市及び市職員がその業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の申請)

第4条 申請者は、魚津市ゆるキャラ「ミラたん」デザイン使用申請書（様式第1号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 魚津市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (6) 第8条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。

(7) その他市長が使用について不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、魚津市ゆるキャラ「ミラたん」デザイン使用（変更）承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、使用承認に際し、必要な条件を付することができる。
（使用料）

第6条 ゆるキャラの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第7条 使用承認期間は、承認日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。ただし、更新は妨げないものとする。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。

(2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。

(3) ゆるキャラのイメージを損なう使用をしないこと。

(4) 使用者は、この使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標登録出願を行わないこと。

(6) 商品等は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合は、その形状の分かる写真の提出をもって、代えることができる。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ魚津市ゆるキャラ「ミラたん」デザイン使用承認変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、魚津市ゆるキャラ「ミラたん」デザイン使用（変更）承認・不承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、魚津市ゆるキャラ「ミラたん」デザイン使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該物件を使用してはならない。
 - 4 市長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第11条 使用者が、ゆるキャラの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、魚津市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

附 則（平成23年12月6日魚津市告示第107号）

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日魚津市告示第87号）

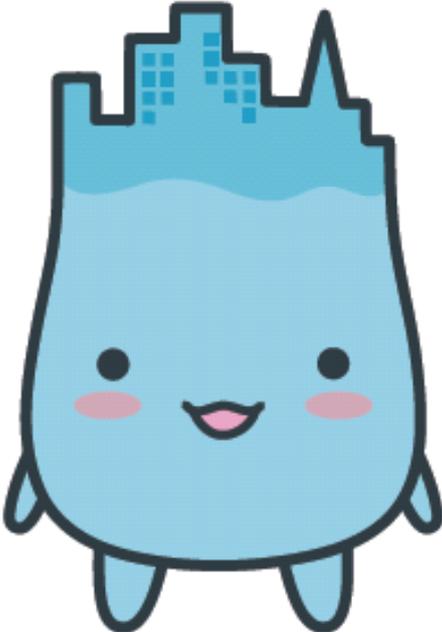
（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

別図（第2条関係）



様式第1号（第4条関係）

年 月 日

魚津市長

あて

申請者住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者名)

魚津市ゆるキャラ「ミラたん」デザイン使用申請書

下記のとおり、ゆるキャラのデザインを使用したいので申請します。
なお、魚津市イメージキャラクター使用取扱要綱第5条各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。
また第8条の規定についても、遵守することを誓約します。

記

使用対象物件		
使用目的		
使用方法		
使用期間	年 月 日 ~	年 月 日
使用数・製作数		
連絡先	(担当者)	(電話番号)

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②申請者の概要書
- ③その他参考資料

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

申請者住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者名)

魚津市ゆるキャラ「ミラたん」デザイン使用承認変更申請書

年月日付第号で承認を受けた「ミラたん」のデザインの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

なお、魚津市イメージキャラクター使用取扱要綱第5条各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。また第8条の規定についても、遵守することを誓約します。

記

承認番号		
変更内容	(変更後)	
	(変更前)	
変更理由		
連絡先	(担当者)	(電話番号)

※添付書類

- ①企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）
- ②申請者の概要書
- ③その他参考資料